

山形市告示第132号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、令和2年度の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和2年7月22日

山形市長 佐藤孝弘

検査区域	対象となる 特定計量器	実施日時	実施場所	検査を実施する 指定定期検査機関の名称
市内東部全域 (JR奥羽本線の東側の地域)	計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計	9月3日(木) 9:30~12:00	山形市霞城公民館	一般社団法人山形県計量協会
		9月3日(木) 13:00~14:00	山形市霞城公民館	
		9月4日(金) 9:30~12:00	村山総合支庁本庁舎(北側駐車場)	
		9月4日(金) 13:00~14:30	山形市南部公民館	
		9月7日(月) 9:30~11:30	山形市楯山コミュニティセンター	
		9月7日(月) 13:00~14:30	山形市山寺コミュニティセンター	
		9月8日(火) 9:30~11:30	山形市道路維持課作業センター	
		9月8日(火) 13:00~14:30	山形市蔵王コミュニティセンター	
		9月9日(水) 9:30~12:00	山形市東部公民館	
		9月9日(水) 13:00~14:00	山形市東部公民館	
		9月10日(木) 9:30~12:00	山形市北部公民館	
		9月10日(木) 13:00~14:00	山形市北部公民館	
		9月11日(金) 9:30~12:00	山形市鈴川コミュニティセンター	
		9月11日(金) 13:00~14:00	山形市鈴川コミュニティセンター	
		9月30日(水) 9:30~12:00	一般社団法人山形県計量協会	
		9月30日(水) 13:00~15:00	一般社団法人山形県計量協会	

山形市告示第 9 3 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定による特定計量器定期検査の実施に係る告示（令和 2 年 3 月 1 9 日山形市告示第 4 6 号）の一部を次のとおり変更するので、告示する。

令和 2 年 4 月 1 7 日

山形市長 佐藤 孝 弘

特定計量器定期検査の実施場所として市長が指定する場所の変更

実施場所（変更前）	実施場所（変更後）	備考（実施日時）
山形市霞城公民館	一般社団法人 山形県計量協会	4 月 20 日（月） 9:30～12:00
山形市霞城公民館		4 月 20 日（月） 13:00～14:00
山形市山寺コミュニティセンター		4 月 21 日（火） 9:30～11:30
山形市高瀬コミュニティセンター		4 月 21 日（火） 13:00～14:00
山形市滝山コミュニティセンター		4 月 22 日（水） 9:30～11:00
山形市元木公民館		4 月 22 日（水） 13:00～14:30
山形市東部公民館		4 月 23 日（木） 9:30～12:00
山形市東部公民館		4 月 23 日（木） 13:00～14:00
山形市北部公民館		4 月 24 日（金） 9:30～12:00
山形市北部公民館		4 月 24 日（金） 13:00～14:00
山形市鈴川コミュニティセンター		4 月 27 日（月） 9:30～12:00
山形市鈴川コミュニティセンター		4 月 27 日（月） 13:00～14:00
山形市楯山コミュニティセンター		4 月 28 日（火） 9:30～12:00
山形市楯山コミュニティセンター		4 月 28 日（火） 13:00～14:00
山形市蔵王コミュニティセンター		4 月 30 日（木） 9:30～11:30
村山総合支庁本庁舎（北側駐車場）		5 月 1 日（金） 9:30～12:00
山形市南部公民館		5 月 1 日（金） 13:00～14:30

はかりの定期検査場所変更のお知らせ

令和2年4月

はかり使用者 各位

山形市指定定期検査機関

一般社団法人山形県計量協会

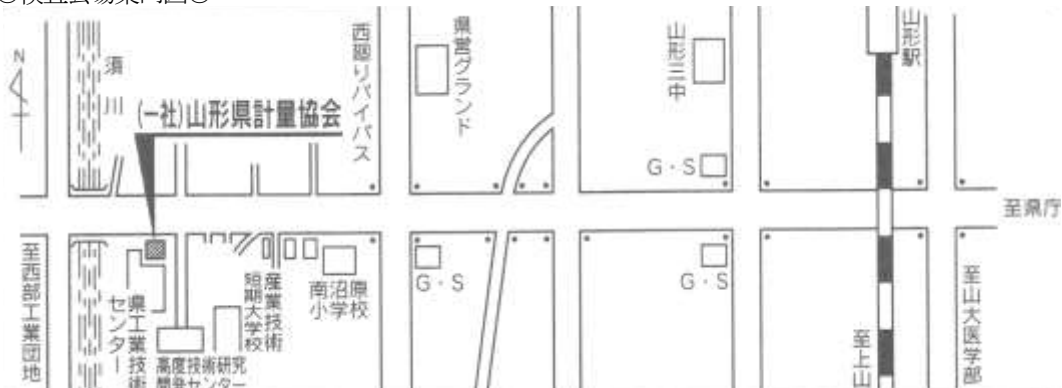
時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度の「はかり」の検査について、山形市より告示され、市の広報等でもお知らせしたところですが、この度の新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、市の公民館及びコミュニティセンターが使用禁止となりましたので、後日、日程を調整し検査期日（秋頃）をご案内いたします。

なお、従来の検査期日における検査は下記のとおり山形県計量協会において受検できますのでお知らせいたします。

検査期日	時間	検査場所・お知らせ
令和2年4月20日	9:30~14:00	○検査場所○
令和2年4月21日	9:30~14:00	一般社団法人山形県計量協会
令和2年4月22日	9:30~14:30	〒990-2473 山形市松栄2-2-1
令和2年4月23日	9:30~14:00	TEL 023-644-9811
令和2年4月24日	9:30~14:00	○お知らせ○
令和2年4月27日	9:30~14:00	当協会での検査に関しましては、定期的な換気
令和2年4月28日	9:30~14:00	やアルコール消毒等を行い、徹底した感染予防
令和2年4月30日	9:30~11:30	対策で実施いたしますが、自主的に外出を控える
令和2年5月1日	9:30~14:30	などの事情により当該期間中の検査受検が困難
令和2年5月7日	9:30~15:00	な方については別途対応いたしますので、当協会までご連絡ください。

○検査会場案内図○



山形市告示第46号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和2年3月19日

山形市長 佐藤孝弘

1 市長が指定する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施日時	実施場所	検査を実施する指定定期検査機関の名称
市内東部全域(JR奥羽本線の東側の地域)	計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計	4月20日(月) 9:30~12:00	山形市霞城公民館	一般社団法人山形県計量協会
		4月20日(月) 13:00~14:00	山形市霞城公民館	
		4月21日(火) 9:30~11:30	山形市山寺コミュニティセンター	
		4月21日(火) 13:00~14:00	山形市高瀬コミュニティセンター	
		4月22日(水) 9:30~11:00	山形市滝山コミュニティセンター	
		4月22日(水) 13:00~14:30	山形市元木公民館	
		4月23日(木) 9:30~12:00	山形市東部公民館	
		4月23日(木) 13:00~14:00	山形市東部公民館	
		4月24日(金) 9:30~12:00	山形市北部公民館	
		4月24日(金) 13:00~14:00	山形市北部公民館	
		4月27日(月) 9:30~12:00	山形市鈴川コミュニティセンター	
		4月27日(月) 13:00~14:00	山形市鈴川コミュニティセンター	
		4月28日(火) 9:30~12:00	山形市楯山コミュニティセンター	
		4月28日(火) 13:00~14:00	山形市楯山コミュニティセンター	
		4月30日(木) 9:30~11:30	山形市蔵王コミュニティセンター	
		5月1日(金) 9:30~12:00	村山総合支庁本庁舎(北側駐車場)	
		5月1日(金) 13:00~14:30	山形市南部公民館	
		5月7日(木) 9:30~12:00	一般社団法人山形県計量協会	
5月7日(木) 13:00~15:00	一般社団法人山形県計量協会			

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定による

特定計量器が所在する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施期日	検査を実施する指定定期検査機関の名称
市内東部全域(JR奥羽本線の東側の地域)	計量法施行令第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計	4月20日(月)から 12月18日(金)まで (指定定期検査機関が指定する日)	一般社団法人山形県計量協会